市会議案第３号

吹田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成２７年３月２５日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長　　藤木　栄亮

吹田市条例第　　号

吹田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

吹田市議会委員会条例（昭和３８年吹田市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

市会議案第３号参考資料

吹田市議会委員会条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（出席説明の要求） 第１８条　委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	（出席説明の要求） 第１８条　委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。